

■紹介手数料について

当社は、紹介手数料に関し、下記の内容で届出しております。
※実際に適用する手数料につきましては、契約書により下記の範囲内にて定めた手数料を適用いたします。

サービスの種類及び内容	手数料の額
求人・求職を受け付ける時の事務費用	0円
特定の条件による特別の求職者の開拓や そのための調査・探索	着手金……………100,000円 活動1日当たり……………50,000円 (または、活動1時間あたり……………6,500円) 成功報酬 対象職種① = 当該求職者の年間賃金の……………50% 対象職種② = 当該求職者の年間賃金の……………35% (手数料負担者は求人者とします。)
求人受理後、求人者に求職者を紹介する サービス	成功報酬 対象職種① = 当該求職者の年間賃金の……………50% 対象職種② = 当該求職者の年間賃金の……………35% (手数料負担者は求人者とします。)
求人の充足に向けた求人者に対する専門 的な相談・助言サービス	成功報酬 当該求職者の年間賃金の……………50% (手数料負担者は求人者とします。)

対象職種①：研究者、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師医療技術者、
その他の保険医療の職業
対象職種②：一般事務の職業、事務用機器操作の職業、商品販売の職業、営業の職業、介護サービ
スの職業、保険医療サービスの職業、情報処理・通信技術者

(注) 手数料が求職者の年間賃金の50/100を超える場合は、50/100を限度とする。
(注) 求職者の年間賃金とは、毎月固定支給される給与相当とみなされる諸手当（職能手当てや役
職手当、住宅手当等）を含む本採用時の月額給与の12ヶ月分に、求人者が規定する賞与額
を加算した総額をいうものとする。なお、賞与についての規定がない場合は、月額給与の
12ヶ月分を年間賃金とみなすものとする。本採用後の給与額の昇給（定期昇給を除く）を
明示的に採用条件の一環として提示する場合には、条件提示した給与額のうちの最大額を根
拠として計算した額を年間賃金とする。
(注) 上記手数料には消費税が含まれておりません。別途加算となります。

■返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が入社後3ヶ月以内に、自己都合による退職又は求人者の就業規則に基
づき解雇に至った場合は、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還するものとする。

- (1) 入社後1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 80%
- (2) 入社後1ヶ月超3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%

但し、採用決定者の死亡など不測の事態による場合、ならびに求人者の採用決定者に対する処遇及び
その他の労働条件が採用決定時の雇用契約内容と著しく異なる、又は求人者の労働基準法等の法令違
反に起因する退職の場合はこの限りではない。

許可番号： 13-ユ-307438

スマートメディカル株式会社
〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-8
第2紀尾井町ビル4階
TEL：03-3230-4010

スマートメディカル株式会社 仙台支店
〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町1-5-28
カーニープレイス仙台駅前通702
TEL：022-397-6240